

## 遺留分侵害額請求権の期間の制限 宅建 H09-10-3 ≪#562≫

【問】 正誤をつけよ。

相続が開始して9年6か月経過する日に、はじめて相続の開始と遺留分を害する遺贈のあったことを知った遺留分権利者は、6か月以内であれば、遺留分侵害額の請求をすることができる。

【答え】 正しい

≪ポイント≫ 遺留分侵害額請求権の期間の制限 【宅建 たまに訊かれる】

遺留分侵害額の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から1年間行使しないときは、時効によって消滅する。相続開始の時から10年を経過したときも、同様とする。（民法1048条）